

全国薬害被害者団体連絡協議会加盟団体の紹介

私たちが全国薬害被害者団体連絡協議会は「薬害根絶」を実現するため、1999年10月22日、団体の枠を越え、結成されました。悲惨な薬害の被害者として、その苦痛に満ちた被害体験を語り継ぐとともに、全ての人が有効で安全な医薬品の恩恵と医療サービスを享受することのできる社会の実現と薬害防止システムを創出すべく一致団結し、研究、提言、その他の活動に日々全力で取り組んでいます。

財団法人いしずえ(サリドマイド福祉センター)

サリドマイドは催陥・鎮静薬として1950年代末～60年代初めに十数カ国で販売され、その催奇形性により手足や耳などに障害をもつ被害児が数千名生まれました。日本では、「妊婦にも安全」との宣伝のもと胃腸薬にも配合され、回収が遅れたことで被害が拡大しました。いしずえは、10年に及ぶ裁判の和解(1974)により設立。現在、被害者の福祉やサリドマイド復活による新たな被害防止等に取り組んでいます。認定被害者数309名。

〒153-0063 東京都目黒区目黒1-9-19 tel 03-5437-5491 fax 03-5437-5492 <http://www.008suppo-net.ne.jp/shizu/>

大阪 HIV 薬害訴訟原告団 東京 HIV 訴訟原告団

米国先血由来非加熱血液製剤を使用していた日本の血友病患者等約5,000人は次々とHIV(エイズウイルス)に感染し、感染者約1,500人のうち844名(2010年3月現在)が死亡した。生存被害者も重複感染したC型肝炎を抱え厳しい闘病を余儀なくされている。国は当時安全な国内血液の利用や加熱製剤の早期導入を行わず被害を放置。

大阪:〒530-0047 大阪市北区西天満4-4-13 三共ビル南新10階 関成法律事務所内 tel 06-6364-4114 fax 06-6364-4115
東京:〒162-0814 新宿区新小川町9-23 新小川町ビル5F はばたき福祉事業団内 tel 03-5228-1200 fax 03-5227-7126

薬害ヤコブ病被害者・弁護団全国連絡会議

薬害ヤコブ病は、脳外科手術の際に移植されたヒト死体由来の乾燥硬膜が原因で起こりました。ヤコブ病は、治療法もなく、発症すると植物状態となり、数ヶ月から数年で死に至る悲惨な病気。この薬害は「HIV 薬害」と全く同じ構造で繰り返されました。家族の悲しみ、無念さは言葉では言い表せません。2002.3.25に和解・確認書締結。2010.7までに提訴総数121名のうち和解成立は113名で、最長潜伏期間約21年、被害総数138名と増加を続けています。

〒508-0041 中津川市本町4丁目2-28 ヤコブ病サポートネットワーク内 tel 0573-62-4970 fax 0573-64-8381 <http://www.cjd-net.jp>

スモン(2団体をまとめて紹介)

スモンは、整腸剤キノホルムによる薬害。医師の投薬や市販薬によって多くの被害を受けました。死亡、失明、歩行障害、自律神経失調、全身に障害が及んでいます。被害者12,000人。10数年にわたる裁判闘争の結果、11地裁での勝訴判決を経て、「確認書」による和解。薬害法の改正と医薬品副作用被害救済基金法を制定させる。現在も薬害根絶と被害者対策としての恒久対策を求めて被害者が団結して闘争中。

スモンの会全国連絡協議会:〒160-0022 新宿区新宿2-1-3 サニーシティ新宿御苑1001室 tel 03-3357-6977 fax 03-3352-9476
(財)京都スモン基金:〒604-8227 京都市中京区西洞院坊通下ル西洞院440 徳和シティコープ西洞院103号 tel&fax 075-256-2410

MMR(新三種混合ワクチン)被害児を支援する会

1989年4月導入のM(はしか)M(おたふくかぜ)R(風しん)ワクチンは、被害の薬害法違反と中止判断の誤りから、180万人接種で約2千人に被害を及ぼし、死亡・重篤な後遺症をも生んだ。3家板が提訴、被害は国と(財)阪大微生物病研究会。06年4月大阪高裁判決で、被告双方の責任は確定したが、国は上告できなかったことを理由に「判決は受け入れがたい」とし、謝罪を拒否、賠償も全額企業に押し付けた。MMRの中止・継続判断に重要な2次感染問題などさらに検証が必要となっている。

〒611-0021 宇治市宇治陸山88-37 tel/fax 0774-21-4533 <http://www.ne.jp/asahi/kr/hr/mmr/>

薬害筋短縮症の会

筋短縮症は1960年から74年に出生した乳幼児に、不必要な薬物注射を利益を求めて行った医師により全国的に発生した障害です。この結果正常な体で生まれた子どもが成長すると共に、手足の障害のみでなく精神的な苦痛の中で生きています。現在では考えられない10年以上の裁判も、国の責任は問えず和解しました。被害者は30才40才となり日常生活で障害と将来の不安の中で会を結成し、被害対策と薬害根絶の活動を続けています。

〒611-0031 宇治市成野町丸山56-14 岸外務事務所 fax 0774-44-7340 E-mail ktatsuk@cb3.so-net.ne.jp

陣痛促進剤による被害を考える会

出産時に陣痛を起こしたり強くしたりする薬、「陣痛促進剤」の乱用による重篤な副作用(過強陣痛、子宮破裂、頸管裂傷、羊水塞栓等)で、母子が死亡したり、胎児仮死や脳性麻痺になる被害があつたと抱えない。約20年に及ぶ被害者団体の要望を受け、薬の添付文書は再三改訂され、2010年6月にも「必要性及び危険性を十分説明し同意を得てから使用すること」「精密持続点滴装置を用いること」等が記載されたが、速きに失した上、まだ十分な内容とは言えず、産官学の不作為が被害を拡大させている。

〒794-0825 今治市郡六ヶ内町2-3-24 tel/fax 0898-34-3140 E-mail a.demoto@icknet.ne.jp <http://homepage1.nifty.com/hkr/hiani/>

薬害肝炎全国原告団

出産時や外科手術時の出血の際、止血剤としてフィブリノゲン製剤や第9因子製剤(クリスマシンなど)を投与された多くの患者がC型肝炎ウイルスに感染させられた。2002年10月に東京、大阪で提訴後、福岡、名古屋、仙台もあわせた5地裁で国と田辺三菱製薬(株)等と5年余りの裁判闘争を経て、2008年、薬害肝炎被害者救済法が成立し、国との間で和解した。現在、医薬品行政の監視評価を行う第三者機関設置要請及び肝炎対策基本指針を協議中。

〒124-0025 葛飾区西新小岩1-7-9 西新小岩ハイツ506 福地・野間法律事務所 tel 03-5698-8592 fax 03-5698-7512

イレッサ薬害被害者の会

肺がんの治療薬として、2002年7月に真例のスピードで承認された抗がん剤イレッサは、承認後僅か2ヶ月で重篤な副作用による死亡者が多発し緊急安全性情報を出す事案となる。2010年3月現在厚生労働省が把握しているだけでも副作用の間質性肺炎等の発症者は2150人、死亡者は810人に達している。東京と大阪で国・製薬企業を相手に訴訟を起こし今夏結審を迎えた。

問合せ先 fax 049-651-8043 <http://homepage3.nifty.com/t250-higashikai/>

全国薬害被害者団体連絡協議会

第12回薬害根絶フォーラムに関する連絡先:ヤコブ病サポートネットワーク北海道相談窓口 tel 011-813-7049 fax 011-826-5249